

## 木曾地域公共交通活性化協議会規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、木曾郡の町村（上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村）内の広域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、木曾地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項。

## (組織及び役員)

第3条 協議会は、法第6条第2項各号に掲げる区分に応じ、別表1に定める構成団体の委員及び別表2に定める委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長は、木曾広域連合長である地方公共団体（主宰者）の委員 長野県木曾地域振興局長をもって充てる。
- 4 副会長は、木曾広域連合の委員をもって充てる 地方公共団体（主宰者）の委員が互選する。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会に監事1名を置き、会長が指名する。
- 8 監事は、協議会の財務を監査する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員については、構成団体の委員の職にあるものを充てる。
- (2) 別表2に掲げる委員のうち利用者、学識経験者の委員については2年とする。  
ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 会長及び副会長の任期については、1年とするが再任を妨げないものとする。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員が会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 第2項の規定に関わらず、議事に関しては、会長の判断により書面での採決を可能とする。この場合、委員の2/3以上からの書面回答をもって有効とし、その過半

数をもって決するものとする。

- 5 会議は原則公開とする。ただし、会長は必要があると認めるときは、会議に諮って非公開で行うことができる。
- 6 会長は、各町村の公共交通協議会の意見を聴くことができる。
- 7 会長は、委員以外の者に対して資料を提出させ又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

#### (分科会)

第6条 会長は、協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会について必要な事項は、会長が委員に協議し定めるものとする。

#### (事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、~~長野県木曾地域振興局企画振興課（長野県木曾郡木曾町福島2-7-5-7-1）~~、木曾広域連合地域振興課交通政策室（長野県木曾郡木曾町日義4-8-9-8-3-7-福島2-7-5-7-1）内に置く。
- 3 事務局長は、木曾広域連合地域振興課交通政策室長事務局長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、木曾広域連合地域振興課交通政策室長をもって充てる。
- ~~4-5~~ その他、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (財務及び会計)

第8条 協議会の運営に要する経費は、木曾郡の各町村の負担金、国及び県からの補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の収支予算は、会議の議決を経なければならない。
- 3 協議会の収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を経なければならない。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 5 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議会の解散)

第9条 協議会は、会議の議決を経て解散できるものとする。

- 2 協議会が解散するとき有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。

#### (補則)

第10条 この規約に定めのない事項については、会議において協議し定める。

#### 附 則

この規約は、令和3年4月30日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和7年6月23日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

区 分	構 成 団 体	委 員
地方公共団体 (主宰者) (法第6条第2項 第1号関係)	上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村	町長または村長
地方公共団体 (その他) (法第6条第2項 第1号関係)	木曾広域連合 長野県企画振興部 <del>長野県木曾地域振興局</del> 長野県木曾保健福祉事務所 長野県立木曾病院	<del>副連合長(県職員) 事務局長</del> 交通政策課長 <del>局長</del> 副所長 院長
公共交通事業者等 (法第6条第2項 第2号関係)	東海旅客鉄道株式会社 おんたけ交通株式会社 おんたけタクシー株式会社 木曾交通株式会社 株式会社南木曾観光タクシー やぶはらタクシー株式会社 おんたけ交通労働組合 公益社団法人長野県バス協会 一般社団法人長野県タクシー協会	東海鉄道事業本部管理部企画課長 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 組合代表 専務理事 副会長
道路管理者 (法第6条第2項 第2号関係)	国土交通省飯田国道事務所 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野県木曾建設事務所	木曾維持出張所長 首席運輸企画専門官 維持管理課長
公安委員会 (法第6条第2項 第3号関係)	木曾警察署	地域・交通課長

別表2

区 分	委 員
利用者 (法第6条第2項第4号 関係)	木曾青峰高等学校PTA 蘇南高等学校PTA 木曾郡シニアクラブ連絡協議会 上松町商工会会長 南木曾商工会会長 木曾町商工会会長 木祖村商工会会長 大桑村商工会会長 木曾郡町村社会福祉協議会連絡会長
学識経験者等 (法第6条第2項第4号 関係)	信州大学教授 高瀬 達夫